

令和7年度 第1回 花巻市成年後見制度利用促進会議 会議録

1 開催日時 令和7年6月24日（火） 午後1時00分～午後1時50分

2 開催場所 花巻保健センター 2階 集団指導室

3 出席者

(1) 成年後見制度利用促進会議委員 12名

岩手県弁護士会 前田 毅氏

岩手県司法書士会 可児 あさみ氏

岩手県社会福祉士会 熊谷 雅順氏

花巻市社会福祉協議会 工藤 淳氏

岩手県行政書士会 永田 依津子氏

岩手県社会保険労務士会 鈴木 幸子氏

一般社団法人花巻市医師会 中舘 一郎氏

岩手県介護支援専門員協会 峯村 諭氏

花巻市地域包括支援センター 菊池 伸太郎氏

花巻市地域自立支援協議会 牛崎 恵理子氏

花巻市民生委員児童委員協議会 草木 幸子氏

県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 中村 公一氏

(2) オブザーバー 1名

盛岡家庭裁判所花巻支部 鈴木 千恵氏

(3) 事務局 8名

福祉部長 菊池司、長寿福祉課長 大川尚子、同課課長補佐 菊池隆則、

同課高齢福祉係長 川村典子、同課主査 郡司義高、

同課成年後見相談員 畠山麻純、同課成年後見相談員 鈴木ひとみ、

同課権利擁護相談員 小川望

4 議事内容

(1) 令和6年度花巻市成年後見制度等利用促進事業の実施状況について

(2) 令和7年度花巻市成年後見制度等利用促進事業の計画について

5 会議内容

<委嘱状交付>

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして委員となられる方々へ委嘱状を交付いたします。菊池福祉部長から委嘱状を交付いたしますので、恐れ入りますが、お名前を読み上げられました方は、その場でご起立のうえ、委嘱状をお受け取り願います。

ー菊池部長から、各委員に対して委嘱状の交付ー

伊藤誠一郎様は本日都合により欠席となります。

(1) 開会

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

ただいまから、令和7年度第1回花巻市成年後見制度利用促進会議を開催させていただきます。開会にあたり、菊池福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

(福祉部 菊池部長)

本日はお忙しい中、成年後見制度利用促進会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。

ただいまは、委嘱状をお受け取りいただき、委員としてご就任くださいましたことにつきまして、心より感謝申し上げます。また、本日は、オブザーバーといたしまして、盛岡家庭裁判所花巻支部の鈴木庶務課長様にお忙しい中、ご出席賜りました。誠にありがとうございます。

本会議は成年後見制度のより一層の普及と活用を図り、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整えるための重要な場であります。本市におきましては、令和4年度に中核機関を設置し、制度に関する相談対応や、市長申立による制度の利用支援の他、制度の普及啓発などに取り組んできたところであります。年々市長申立の件数も増加しており、このことにつきましては、支援者間におきまして制度についての認知が高まってきていることも要因ではないかと捉えているところであります。

国の成年後見制度利用促進専門家会議の中では、制度における課題や、見直すべき点等について検討がされているところでありますが、本市におきましても、国の動向を注視し、他市町村の情報も取り入れながら、関係する皆様と制度の利用促進に係る課題等を共有し、利用促進に向けて取り組んでいくことが重要であると考えているところであります。

本日は皆様に専門的な知見や日頃の実践に基づくご意見を通じて、制度のより良い運用と利用促進に向けたご助言を賜りたく存じます。

向こう2年間、ご依頼することになりますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

(3) 委員紹介

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

ここで、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お配りしております会議名簿をご参照ください。

ー委員の紹介ー

伊藤誠一郎委員は、本日は都合により欠席となります。

続きまして、本日はオブザーバーとして、盛岡家庭裁判所花巻支部庶務課長兼主任書記官の鈴木千恵様にご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております事務局職員の紹介をさせていただきます。

ー事務局の紹介ー

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

次に、本日の出欠席について、ご報告いたします。

本日の会議には委員13名中12名にご出席いただいておりますことから、花巻市成年後見制度利用促進会議条例第5条第2項の規定による開催要件を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の会議は会議録を作成するに当たりまして、会議録の作成支援システムを使用する関係上、発言の際には大変申し訳ございませんが皆様にマイクをお持ちいただきますので、挙手の上、マイクを通してお名前をおっしゃっていただいてからご発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

(4) 会長・副会長の選任

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

それでは、次第の「4」本会議の会長、副会長の選任でございますが、お手元の、花巻市成年後見制度利用促進会議条例第4条第1項に「促進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する」と規定されておりますことから会長1人、副会長1人を選任するものでございます。委員の皆様によります互選となっておりますが、会長の選出方法について委員の皆様からご意見はございませんか。

ー事務局案への意見ー

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

事務局一任との意見がありましたでしょうか。

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

それでは事務局案をお願いします。

(長寿福祉課 大川課長)

会長に岩手県弁護士会の前田毅様をご提案いたします。

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

事務局から、会長に岩手県弁護士会の前田毅様との提案がありました。事務局案にご異議がなければ拍手で承認願います。

－拍手多数－

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

それでは、前田様よろしく願いいたします。

続きまして、副会長の選出方法について委員の皆様からご意見はございませんか。

－事務局案への意見－

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

事務局一任との意見がありましたが一覧よろしいでしょうか。

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

それでは事務局案をお願いします。

(長寿福祉課 大川課長)

副会長に岩手県社会福祉士会の熊谷雅順様をご提案いたします。

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

事務局から、副会長に岩手県社会福祉士会の熊谷雅順様との提案がありました。事務局案にご異議がなければ拍手で承認願います。

－拍手多数－

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

それでは、熊谷様よろしく願いいたします。

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

つづきまして、次第の「5」の議事に移りますが、議長につきましては、花巻市成年後見制度利用促進会議条例第4条第2項の規定により会長が議長となるとされておりますので、前田会長よろしく願いいたします。

(5) 議事

(前田議長)

それでは、次第の5番 議事に入ります。

始めに、「(1)令和6年度花巻市成年後見制度等利用促進事業の実施状況について」事務局より説明をお願いします。

(長寿福祉課 大川課長)

それでは取り組みの花巻市成年後見制度利用促進事業の実施状況についてご説明いたします。

－資料1～2及び参考資料の説明－

(前田議長)

ただいまの報告につきましてご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

(前田議長)

それではご質問ないようですので、以上のご報告をいただいたということにさせていただきます。

(前田議長)

続きまして「(2)令和7年度花巻市成年後見制度等利用促進事業の計画について」ということで、皆様にご検討いただいてご承認いただく議題となります。事務局より説明をお願いします。

(長寿福祉課 大川課長)

それでは資料の3をご覧ください。

－資料3の説明－

(前田議長)

ご説明ありがとうございました。ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

(工藤委員)

先ほどの報告に戻るかもしれませんが、例えば相談があった方で、そのときは成年後

見制度に繋がらなくても、権利擁護支援としては伴走しながら状況を確認しなければいけないケースというのも可能性としてあり得ると思うのですが、どのように対応されているかを聞きたいと思います。

もう一つ聞きたいのが、例えば申立支援するときに、その後見人としてどんな方を選任するかというのを、どのようなメンバーでどうやって決めているか、具体的にどのように進めているのかを参考に教えていただきたいと思います。

(長寿福祉課 郡司主査)

一つ目の質問ですが、窓口で相談対応していく中で、課題を抽出していき、成年後見制度をわざわざ使わなくても済む方が何名かいらっしゃいました。そういった方であれば中核機関とともに、高齢の方であれば包括支援センター、障がいのある方であれば基幹相談支援センターと一緒に動きながら他の支援策で解決できるのかななどを支援している状況となっております。

もう一つの質問についてですが、基本的には長寿福祉課内で検討している状況となっております。その中で法的な対応が必要なものであれば弁護士の方、不動産関係であれば司法書士の方、それ以外については社会福祉士の方というように検討しておりまして、その中で受任調整に迷うケースの場合は専門職の方に相談させていただいて、どういった方が望ましいかご意見をいただいているところとなっております。

(工藤委員)

具体的にどのような質問をしたかという、例えば包括支援センターが継続して支援している方なのであれば、包括に対して、その後どうなっているかという確認をされているとか、障がい福祉課から相談があったケースであれば、相談のあった方について継続して確認とかをされているかということがちょっと知りたかったのが一つと、地域の中でネットワークを作ると思えば、その後見人調整もある程度関係者の方が入って、後見人がふさわしいかどうかという検討というのはもしかしたら必要なのかなと、今この資料を読んで思ったので質問をしましたので、もしそこを検討する余地があれば検討いただければと思うのでよろしくお願いします。

(前田議長)

他にご質問ありますでしょうか。

(中村委員)

北上市の会議に出席したことがあり、北上市は計画を作っていると聞いています。

努力義務ということになっていると思うのですが、もしあれば教えていただければと思います。

(福祉部 菊池部長)

成年後見制度利用促進法の中で、お話ありました通り、市町村の計画は努力義務ということになっておりますが、花巻市におきましても、計画は策定しております。

花巻市の保健福祉総合計画という福祉全般に当たる計画を策定しております。その中で、成年後見制度利用促進に係る計画を策定しておりまして、この基本計画の中に含まれているという形をとって進めているところでございます。

(前田議長)

他にご質問ありますでしょうか。

(峰村委員)

先ほどの課題の中で、担い手が深刻化しているというところがあったのですが、計画の方で、そこをどうしていくかというのが見えなかったのですが、何かそういうところはありますかというところで質問です。

(長寿福祉課 郡司主査)

促進会議を開催している中で、委員の皆様から、弁護士会、社会福祉士会、司法書士会の他、税理士会、行政書士会、社労士会の方からも我々も受任できるというお話を伺っていたところではありました。そういった方にまずは受任調整の中で依頼できるところをお願いしたいと考えており、そこに向けて情報共有を図っていきたいと考えているところではありました。

(前田議長)

突然振って大変恐縮ですが、鈴木さんの方で、もし少し担い手を補うような裁判所の動き、例えば市民後見人に対する対応や考え方とか、親族後見に対する少し広がりを見せられる状況があるのかとか、何かその辺のこれまでとの違いとか、裁判所のスタンスなど、ここでお話できることがあれば簡単にでも教えていただければ助かります。

(鈴木オブザーバー)

後見人の確保という形で、裁判所がその育成のために積極的にというところはなかなか難しいです。

受任件数の一つ一つのご家庭や親族の状況、関わっていただく行政機関、関係者等が様々ですので、その中から事例を進めるに当たって適任という方を裁判所としては選任する形になっております。

先ほど委員からお話あったように、その担い手不足というのは花巻市以外でも北上

市や全国的な問題だと思っているのですが、例えば、その市民後見人の育成という形で、利用促進会議を通して、花巻市で何らかの具体的な動きがあるのであれば、裁判所としては、市民後見人育成に当たっての、裁判所との関わりの中で後見関係の必要な知識というところが、オブザーバーとして関わっていける部分があると思っています。

北上市の方からそのような具体的なお話をいただいて、今年度中に講義を検討する予定でありますので、紹介しておきたいと思います。よろしくお願いします。

(前田議長)

他にご質問ありますでしょうか。

(草木委員)

地域の町内会長もやっているのですが、例えば成年後見の制度を利用せずに、家が空き家になってしまったり、施設に入ってしまったという事例がとても多くあります。

そうした場合は、いろいろ朽ちていくし、私達町内会とするとどなたに連絡すればいいのか、当事者との繋がり方、また繋がったとしてもその人にどうにかしてくださいと言ったとしても、ボランティアでとりあえず一回はできるけど、継続というところが無理になるのですが、今後、利用者さんのそういう成年後見も使用しなければならないところが見込まれたときに、とりあえず放置してはいけない問題というのがいくつか出てくると思うのですけれども、そうしたところの対処というのはどうなのでしょう。

当事者が相談できずお気持ちが分からない状態で、繋がり方が分からない。私たちとしては早く成年後見のそうした仕組みの中にあればいいなと思う。そこに意見や要望を出して対応できるのと思う。そういった事例とかはないものなのでしょうか。放置してもいいものなのでしょうか。

(長寿福祉課 郡司主査)

空き家問題や、そういった課題を抱えたケースが上がってくることはあります。ご本人の判断能力が低下してしまい、自分で決めることが出来ない状況であれば、成年後見制度が必要となることはありますが、その中でその方が抱えている課題は空き家以外のこともあるかと思いますので、後見制度だけで解決できるのかということと合わせて検討していきます。

空き家や、雑草や木が市道に出ているなどであれば、担当課へご相談いただければ対応できる場所もあると思いますが、ケースバイケースなところがあります。

(前田議長)

今のケースですと施設入所されているということですから、施設と入所契約は何かしらの形でされているのだと思います。その後、ご本人が契約をするか、ご本人以外の

方が契約するかということになると思います。

ご本人の方が契約されているということでしたら、ご本人がある程度判断能力があるわけですから、ご本人のご意向に従うことになります。全てボランティアでやる必要はありませんから、業者を手配していただいて、お金もご本人がご負担いただいた上で、草木等を処分してもらうというのがまず一つのルートだと思います。

ご本人に判断能力がなくて、近親者の方が契約をされている場合、その場合は先ほど事務局がお話された通りケースバイケースになるかもしれませんが、契約しているわけですから、困ってらっしゃる方がいますという形で施設の方に連絡を取りたいということをしていただいて、そこで先ほどのような負担をどういうふうに、誰がどう負担するのかということをご協議いただくというようなところが現実的な対応かなというふうに思います。私の勝手な意見ですけど参考にしていただければと思います。

(前田議長)

その他ご質問ご意見ございますか。

(前田議長)

それでは事務局の方からご説明いただきましたこの計画ですね、ご承認いただくということでしょうか。

皆さんうなずいていらっしゃるので、この計画をご承認いただいたということにさせていただきます。

それでは議事につきましては全て終了いたしましたので私の方は退任させていただきます。

(6) その他

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

慎重審議ありがとうございました。つづきまして、次第の「6」のその他でございますが、皆様からその他で何かございますでしょうか。

無いようですので次回の会議は、日程等決まりましたご案内いたしますので、皆様お忙しいことと存じますが宜しくお願いいたします。

(7) 閉会

(長寿福祉課 菊池課長補佐)

以上をもちまして令和7年度第1回花巻市成年後見制度利用促進会議の一切を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。